

地域築局リスト（群馬県築剤師会作成）
＜在宅対応に係る体制＞

更新日：2025年11月17日

【本リストの利用にあたって】

- 本リストにて、地域において本所（訪問看護管理事務所/放免看護管理事務所）を行政機関と事業所とに異なる機能（放免用医薬品の取扱いや無菌製剤利用の可否等）を有すると定めたためです。特に放射線の在り宅訪問を希望される際にはご留意ください。
- 「かつ」の表現は、地域を長にお持ちで、新たに在宅訪問の希望がある場合には、当該事業所に相談ください。
- 本リストは、在宅療養の継続時の緊急時対応（夜間の緊急対応）を科目としたものであります。
- 訪問時の緊急時対応が必要な場合は、
- ①事業所による在宅訪問（訪問看護管理事務所/放免看護管理事務所）を受けている方は、当該事業所までご連絡ください。
- ②事業所による在宅訪問を受けていない方（外来患者）は、外来対応に係る業務リストもしくは夜間当番業務リスト、休日当番業務リストをご参照の上、お問合せください。

[illegible]

【注釈】

- 31: 当該薬師での在宅医療実施管理責任者（医師等）/在宅医療管理（介護係）の実務可否を、既に担当している患者の状況によっては既に受け入れが可能な場合があります。
- 32: 当該薬師での在宅医療実施管理責任者（医師等）/在宅医療管理（介護係）の実施する患者をいいます。当該薬師で訪問医療実施管理、在宅医療管理を実施している場合は、在宅医であって「外来訪問」としてのご同意ください。
- 33: 当該薬師で通常の在宅医療等を行うが前提です。その他、緊急時等への対応の体制を有します。
- 34: 在宅での実施可能な項目（特別・緊急時を含む）は、当該薬師と直接連携するもので事前に確認ください。
- 35: 在宅での実施可能な項目（特別・緊急時を含む）は、当該薬師と直接連携するものとさせていただきます。
- 36: 高度な専門知識・経験・スキルを必要とする医療で、具体的な内容、担当医師等とはお話しください。
- 37: 医療のケア内容の大半は在宅訪問に対応する業務です。どのような調剤情報に对应できるかなど、具体的な内容は薬局にてご確認ください。

【本リストに関する問合せ先（地域の薬局の留様）】

- 本リストの掲載内容に変更が生じた場合、直ちにフォームよりデータの修正を行ってください。また、本リストへの掲載を希望する業種（業種別会の会員・非会員を問いません）の方も群馬県薬剤師会までご連絡ください。